

検 査 委 託 仕 様 書

(素材生産請負契約等の検査)

第1条 トラック積込地点（生産地点）での検査は、原則として積込時に完了するものとする。

ただし、販売委託材のうち、自動選別機による検知で確定する場合の検査は、販売委託契約先の受託市場で巻立て完了時に完了するものとする。

2 着荷場所において荷卸しされた素材について、原則として当日内に検査を完了するものとするが、当日にできない場合であっても速やかに検査を完了するものとする。

3 検査従事者は、「素材の日本農林規格」に基づき、九州森林管理局長が定める「検知心得」により、素材の樹種別区分、長径級の測定及び材質区分を行い、野帳に記入し、かつ素材の木口に径級及び材質区分を表示するものとする。

ただし、販売委託材のうち、自動選別機により検知で確定する場合の野帳の取り扱いについては、受託市場等で作成する帳票（自動選別機からの仕分けデータをプリントアウトされた帳票を野帳に代える）及び、森林管理署長等が指定する様式の数量確認集計表を作成するものとする。

4 検査従事者に補助者を置く場合においても、樹種別区分、長径級の測定及び材質区分は検知従事者自身が行われなければならない。

5 集計表及び野帳は、甲が認める書式の帳票（自動選別機により計測及び数量確認する場合の野帳の取り扱いについては、自動選別機から仕分けデータをプリントアウトした帳票を野帳に代える）を使用することとし、概算契約にあつてはトラック1台毎に、その他にあつては甲が指示または認める桟毎に区分し集計するものとする。

6 封印の異常の有無の検査及び解封

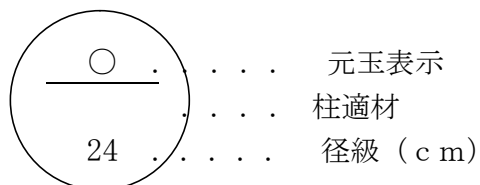
7 解封した封印鉛及び送状の保管

8 自動選別機を所有する民間工場において数量確認を行う場合は、職員（確認者）が常駐することを条件に検査委託を実施できる。

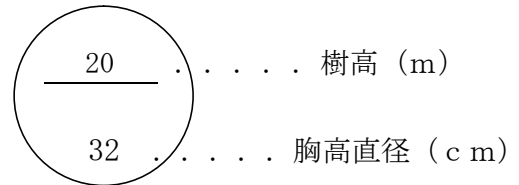
(木口の表示)

第2条 表示は、下図のとおりとし、一般材にあつては、木口に径級、柱適材及び材質区分による元玉・並玉を表示する。（並玉については径級のみ表示。）全幹材にあつては、木口に胸高直径、樹高を表示する。

「一般材」



「全幹材」



2 表示は、木材チョークによる記入又は、甲の貸与する記号印を打記する。（甲乙協議して何れかを決定する。）

3 表示は明確に記し、後日迄（市売日）消えないよう処理すること。

4 元玉については、ペンキを木口に塗付して表示すること。

5 ただし、上記1～4項について、自動選別機で計測された素材の表示については省略しても差し支えないこととする。